

ＴＰＰ協定の「大筋合意」の撤回と、  
調印・批准を行わないことを求める意見書

ＴＰＰ参加国は、２０１５年１０月５日に「大筋合意」、１１月５日に「暫定案文」を発表したが、わが国においては、農産物の８割以上の関税が撤廃され、米や乳製品などの重要５品目についても、無税枠やＴＰＰ枠を新たに設定して輸入を受け入れるものになっている。

また、米の余剰が発生し、飼料米への転換を進める中で、アメリカ・オーストラリア産米を合わせて７．８万トンの国別枠が設定されたほか、牛肉・豚肉は大幅に関税が引き下げられ、重要５品目以外の果樹や野菜及びその加工品においては、そのほとんどが関税を撤廃することとなっている。

これらが実現した場合、わが国の食料自給率のさらなる低下を招き、農林水産業や地域経済に深刻な打撃を与える懸念がある。そもそもこれらの内容は、「農林水産物の重要品目は交渉から除外または再協議の対象とすること」という国会決議に反するものであり、国民に対する交渉経過の情報公開が不十分であることも問題である。

よって、政府においては、国会決議に反するＴＰＰ「大筋合意」は撤回し、調印・批准を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成２８年（２０１６年）１０月３１日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、農林水産大臣、経済再生担当大臣

（提出者）民進党市民連合、日本共産党及び改革所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員